

保安規程変更届出書

令和2年12月25日

中部近畿産業保安監督部長 殿

〒543-0021

住所 大阪市天王寺区東高津町 12-10

氏名 社会福祉法人大阪市障害者福祉・スポーツ協会

理事長 石田 易司



A-53427

次のとおり保安規程を変更したので、電気事業法第42条第2項の規定により届け出ます。

変更の内容	事業場の名称 大阪市舞洲障害者スポーツセンター「アミティ舞洲」 及び所在地 大阪市此花区北港白津 2-1-46 ① 保安規程（一部）及び単線結線図の変更 発電設備のうち、常用発電機（100kw×2）について、エンジン損傷により修理不可能のため、保安規程の一部を変更したため。 ② 主任技術者選任又は解任届出書の変更 ①により需要設備の最大電力および発電所を削除のため
変更年月日	令和2年12月25日

備考 用紙の大きさは日本産業規格 A4 とすること。

保 安 規 定

フリガナ	シャカイフクシホウジンオオサカシショウガイシャフクシ・スポーツキョウカイ		業種					
設置者名	社会福祉法人大阪市障害者福祉・スポーツ協会							
事業場名	大阪市障害者スポーツセンター「アミティ舞洲」							
設置場所	大阪市此花区北港白津2-1-46		電話	06-6465-8200				
主任技術者	フリガナ							
	氏名							
	資格	1種	2種	<input checked="" type="radio"/> 3種	勤務状態	<input checked="" type="radio"/> 選任	許可	兼任
	受電電圧	6.6 KV			電圧	6.6KV		
需要設備	最大電力			発電設備	出力	500KVA (非常用)		
	契約電力	730KW						
受電用遮断器	KW			用途	<input checked="" type="radio"/> 非常用予備		<input checked="" type="radio"/> 発電所	
	12.5KA	KW						
保安規定	施工年月日	平成 17 年 4 月 1 日						
	改定年月日	令和 2 年 7 月 1 日						
	改定年月日	令和 2 年 12 月 25 日						

保安規定目次

第1章 総則

- 第1条 目的
- 第2条 法令及び規定の遵守
- 第3条 細則の制定等

第2章 保安業務の管理体制

- 第4条 保安業務の管理組織
- 第5条 設備の管理契約
- 第6条 設置者及び総括管理者の義務
- 第7条 電気主任技術者の義務
- 第8条 電気主任技術者の職務
- 第9条 電気主任技術者の執務等
- 第10条 連絡責任者
- 第11条 従事者の義務
- 第12条 電気主任技術者不在時の措置

第3章 保安教育

- 第13条 保安教育
- 第14条 保安に関する訓練

第4章 工事の計画及び実施

- 第15条 工事の計画
- 第16条 工事の実施

第5章 保守

- 第17条 巡視、点検、測定等
- 第18条 事故の再発防止

第6章 運転又は操作

- 第19条 運転又は操作等

第7章 災害対策

- 第20条 防災対策

第8章 記録

- 第21条 記録等

第9章 雜則

- 第22条 責任分界点
- 第23条 需要設備の構内
- 第24条 危険の表示
- 第25条 測定器器具類の整備
- 第26条 設計図書類の整備
- 第27条 手続書類の整備
- 別図第1 保安業務執行組織
- 別図第2 需要設備の構内

第1章 総則

【目的】

第 1条 この規程は 株式会社 クレイブ（以下「当社」という。）社会福祉法人大阪市障害者福祉・スポーツ協会大阪市舞洲障害者スポーツセンター「アミティ舞洲」（以下「当事業場」という。）における自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、電気事業法（昭和39年法律第170号。以下「法」という。）第42条第1項の規定に基づきこの規程を定める。

【効力】

第 2条 当事業場の設置者及び従業者は並びに当社が設備管理業務を委託した者 株式会社 クレイブ（以下「管理会社」という。）から派遣された従業者は、電気関係法令及びこの規程を遵守するものとする。

【細則の制定等】

第 3条 この規程を実施するため必要と認められる場合には、別に細則を定めるものとする。

【規定等の改正】

第 4条 この規程の改正または前条に定める細則の制定あるいは改正にあたっては、電気主任技術者の参画のもとに立案し、管理会社の意見を求めて決定するものとする。

第2章 保安業務の運営管理体制

【保安業務の組織】

第 5条 電気工作物の工事、維持及び運用に関する責任の所在を明確にし、並びに指揮命令系統及び連絡系統を明確にするため、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安業務を遂行する組織構成は次に定めるところによるものとする。

- 一 設備部部長（以下、「総括管理者」という）は保安業務を総括管理する。
- 二 保安業務の分掌及び関連する職位階層の職名及び担当業務区分並びに職務権限は添付組織図のとおりとする。
- 三 保安業務を円滑に遂行するための指揮命令系統及び連絡系統は添付組織図のとおりとする。

【設備の管理契約】

第 6条 当事業場の電気工作物の工事、維持及び運用における保安に関する業務の実施は、当社と管理会社との間の契約によるものとする。

2 前項の契約には、次の各号について定めておくものとする。

- 一 管理する対象物件に関すること。

- 二 設備の総合管理契約に関すること。
- 三 契約の有効期限に関すること。
- 四 電気主任技術者の派遣に関すること。
- 五 電気主任技術者の選任に関すること。
- 六 電気主任技術者の職務に関すること。
- 七 電気主任技術者の執務に関すること。
- 八 電気工作物の保安のための巡視点検及び検査に関すること。
- 九 設置者と管理会社との連絡、報告及び調整に関すること。
- 十 その他電気工作物の保安に関し必要なこと。

【設置者及び総括管理者の義務】

- 第 7条 電気工作物に関する保安上重要な事項を決定又は実行しようとするときは、電気主任技術者の意見を求めるものとする。
- 2 電気主任技術者の電気工作物に係る保安に関する意見を尊重するものとする。
 - 3 法令に基づいて所管官庁に提出する書類の内容が電気工作物の保安に關係のある場合には、電気主任技術者の参画のもとに立案し、決定するものとする。
 - 4 所管官庁が法令に基づいて行う検査には、電気主任技術者を立ち合わせるものとする。

【電気主任技術者の義務】

- 第 8条 電気主任技術者は、総括管理者を補佐し、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務を総括しなければならない。
- 2 電気主任技術者は、法令及びこの規程を遵守し、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務を誠実に行わなければならない。
 - 3 電気主任技術者の執務は次の各号に定めるところにより行うものとする。
(常駐の場合)
 - 一 当事業場に常時勤務するものとする。
 - 二 電気主任技術者の連絡方法については、受電室その他見やすい箇所に掲示しておくとともに、電気主任技術者との連絡責任者を選任しておくものとする。

【従事者の義務】

- 第 9条 電気工作物の工事、維持又は運用に従事する者は、電気主任技術者がその保安のためにする指示に従わなければならない。

【連絡責任者】

- 第 10条 電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため必要な事項を電気主任技術者に連絡する責任者を当事業場にあらかじめ指名しておくものとする。

【電気主任技術者不在時の措置】

第 11条 電気主任技術者が病気その他やむを得ない事情により不在となる場合には、その業務の代行を行う者（以下「代務者」という。）をあらかじめ指名しておくものとする。

2 代務者は、電気主任技術者の不在時には、電気主任技術者に指示された職務を誠実に行わなければならない。

【電気主任技術者の解任】

第 12条 電気主任技術者が次の各号に該当する場合は、解任することができるものとする。

- 一 電気主任技術者が病気等により欠勤が長期にわたり、保安の確保上不適当と認められたとき。
- 二 電気主任技術者が法令又は、この規程の定めるところに違反し、又は怠って保安の確保上不適当と認められたとき。

第 3 章 保安教育

【保安教育】

第 13条 電気工作物の工事、維持又は運用に従事するものに対する電気工作物の保安に関する必要な知識及び技能の教育は、電気主任技術者及び管理会社の意見を求めて計画的に行うものとする。

- 2 電気主任技術者は、前項の保安教育について助言又は意見具申するものとする。
- 3 第1項の保安教育は、原則として、次の各号によるものとする。
 - 一 電気工作物の工事、維持及び運用に関する知識及び技能の修得に関する事項
 - 二 電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に対し、電気工作物の保安に関する基本的心得え等保安思想の徹底に関する事項
 - 三 事故時及び非常災害時の措置に関する事項
 - 四 その他電気工作物の保安に関する必要な事項

【保安に関する訓練】

第 14条 電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に対し、事故その他非常災害が発生したときの措置について少なくとも年1回以上実地指導訓練を行うものとする。

- 2 電気主任技術者は、前項の保安に関する訓練について助言又は意見具申するものとする。
- 3 第1項の保安に関する訓練を行うにあたっては、あらかじめ管理会社と協議するものとする。

第4章 工事の計画及び実施

【工事計画】

- 第 15条 電気工作物の設置、改造等の工事計画を立案するにあたっては、電気主任技術者及び管理会社の意見を求めるものとする。
- 2 電気主任技術者は、電気工作物の安全な運用を確保するため、総括管理者に対して電気工作物の主要な修繕工事及び改良工事（以下「補修工事」という。）の年度計画を立案し、総括管理者の承認を求めなければならない。
- 3 前項の計画は、当事業場の各部門との連絡を緊密にし、その意見を聴いて行わなければならない。

【工事の実施】

- 第 16条 電気工作物に関する工事計画の実施にあたっては、当事業場の営業活動等と調整を図り、総括管理者の承認を経てこれを実行するものとする。
- 2 電気工作物に関する工事の実施にあたっては、必要に応じ作業責任者を選任し、電気主任技術者の監督のもとにこれを施工するものとする。
- 3 電気工作物に関する工事を他の者に請け負わせる場合には、常に責任の所在を明確にし、完成した場合には、電気主任技術者においてこれを検査し、保安上支障が無いことを確認した上で引き取るものとする。
- 4 工事の実施にあたっては、その保安を確保するために別に定める作業心得によって行わなければならない。
- 5 作業心得は、次の各号について定めるものとする。
- 一 停電範囲と時間、作業用器具等の準備状況の電気主任技術者による確認。
 - 二 作業時間、停電時間、及び危険区域の表示。
 - 三 停電中の遮断器、開閉器の誤操作の防止措置。
 - 四 作業責任者の氏名とその責任。
 - 五 作業終了時の点検及び測定。
 - 六 その他必要な事項。

第5章 保 守

【巡視、点検、測定】

- 第 17条 電気工作物の保安のための巡視、点検及び測定は、別表第1に定める基準により行わなければならない。
- 2 電気主任技術者は、別表第1に定める基準により電気工作物の保守業務の指導監督を行うにあたっては、当事業場の営業活動等と調整を図り年度実施計画を作成し、総括管理者の承認を経てこれを実施しなければならない。
- 3 巡視、点検又は測定の結果、法令に定める技術基準に適合しない事項が判明したときには当該電気工作物を修理し、改造し、移設し又はその使用を一時停止し、若しくは制限する等の措置を講じ常に技術基準に適合するよう維持するもの

とする。

【事故の再発防止】

第 18条 事故その他異常が発生した場合には、必要に応じ臨時に精密検査を行い、その原因を究明し、再発防止に遺憾のないよう措置するものとする。

第 6 章 運転又は操作

【運転又は操作等】

第 19条 電気工作物の運転または操作の基準は、別に定める細則によるものとする。

- 2 前項の細則は、次の各号に定めるものとする。
 - 一 平常時及び事故その他異常時における電気工作物の運転または操作を要する機器の操作順序及び運転方法並びに指令系統及び連絡系統。
 - 二 電気工作物の軽微な事故を修理しまたは使用を停止し、若しくは使用を制限する等の応急措置並びに報告又は連絡要領。
 - 三 関西電力株式会社（以下「電気事業者」という。）の供給変電所又は所轄営業所との連絡事項。
 - 四 緊急時に連絡すべき事項、連絡先及び連絡方法の掲示。
 - 五 遮断器、断路器の開閉その他必要な事項については、電気事業者との間に締結している「受電に関する協定書」及び「自家用発電並列運転に関する協定書」によるものとする。

第 7 章 災害対策

【防災体制】

第 20条 台風、洪水、地震、火災、その他の非常災害に備えて、電気工作物に関する保安を確保するために、防災思想を従業者に徹底し、応急資材を備蓄するとともに、災害発生時の措置に関する体制をあらかじめ整備し、並びに当事業場外関係機関との協力体制及び連携体制を整備しておくものとする。

- 2 電気主任技術者は、非常災害発生時において、電気工作物に関する保安を確保するための指揮監督を行う。
- 3 電気主任技術者は、災害等の発生に伴い危険と認められるときは、直ちに当該範囲の送電を停止することができるものとする。

第 8 章 記録

【記録等】

第 21条 電気工作物の工事、維持及び運用に関する記録は、別表第2に定めるところにより記録し、これを必要な期間保存するものとする。

- 巡視点検測定記録（日常、定期、精密）

二 電気事故記録
三 補修工事記録
四 受電日誌

2 主要電気機器の補修記録は別表第3に定める設備台帳により記録し、必要な期間保存するものとする。

第9章 責任の分界

【責任の分界点】

第 22条 電気事業者との保安上の責任及び財産分界点は、
電力需給契約書に基づく責任分界点とする。

【需要設備の構内】

第 23条 当事業場の需要設備の構内は別図（需要設備の構内図）に示すとおりとする。

第10章 整備その他

【危険の表示】

第 24条 受電室その他高圧電気工作物が設置されている場所等であって、危険のおそれのあるところには、人の注意を喚起する表示を設けなければならない。

【測定器具類の整備】

第 25条 電気工作物の保安上必要とする測定器具類は常に整備し、これを適正に保管しなければならない。

【図面、書類の整備】

第 26条 電気工作物に関する結線図、系統図、配線図、主要機器関係図、設計図、仕様書、取扱い説明書等については整備し、必要な期間保存しなければならない。

【手続き書類等の整備】

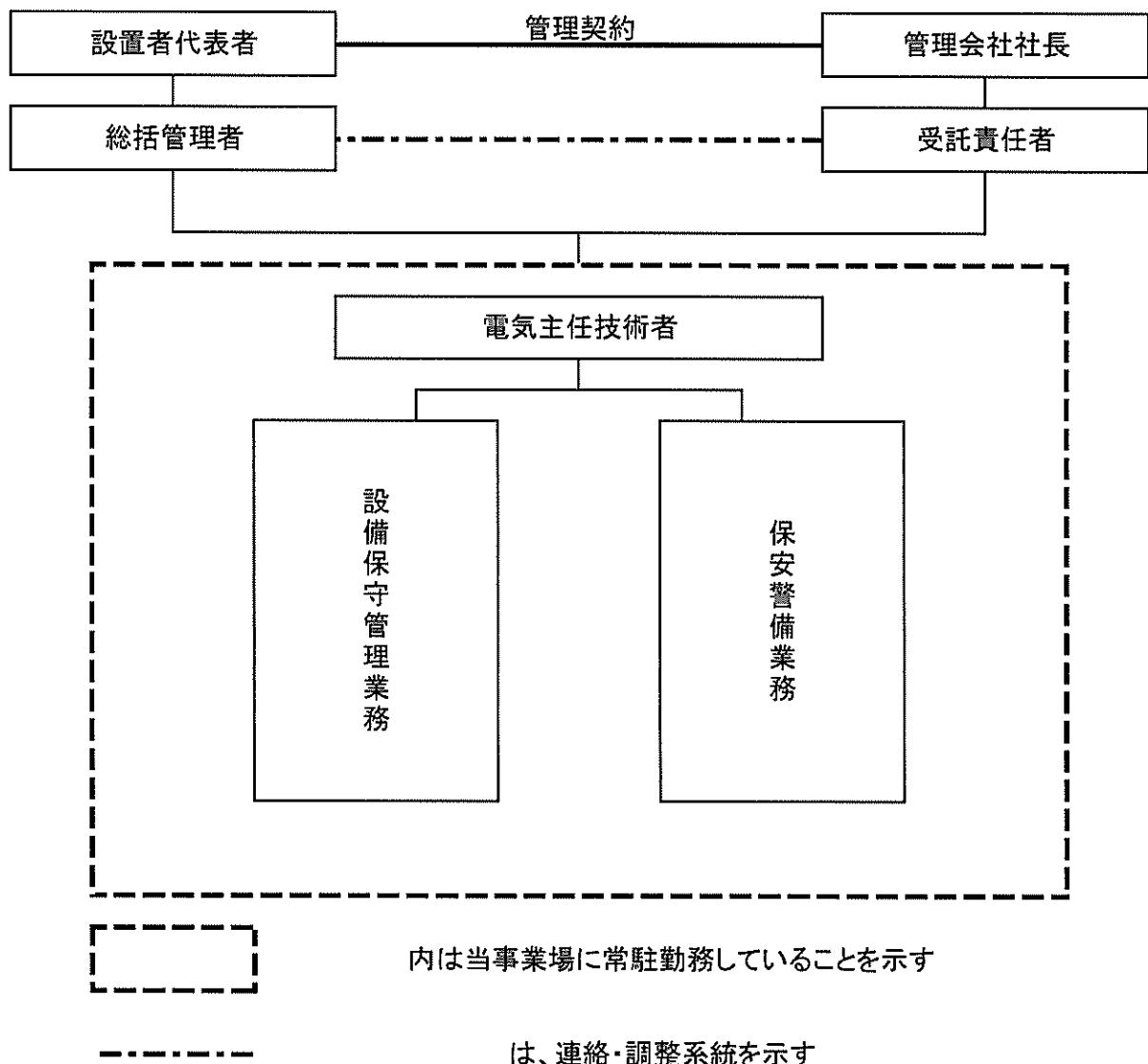
第 27条 関係官庁、電気事業者等に提出した書類及び図面その他主要な文書については、その写しを必要な期間保存しなければならない。

付 則

1. この規程は、令和 2年 7月 1日から施行する。

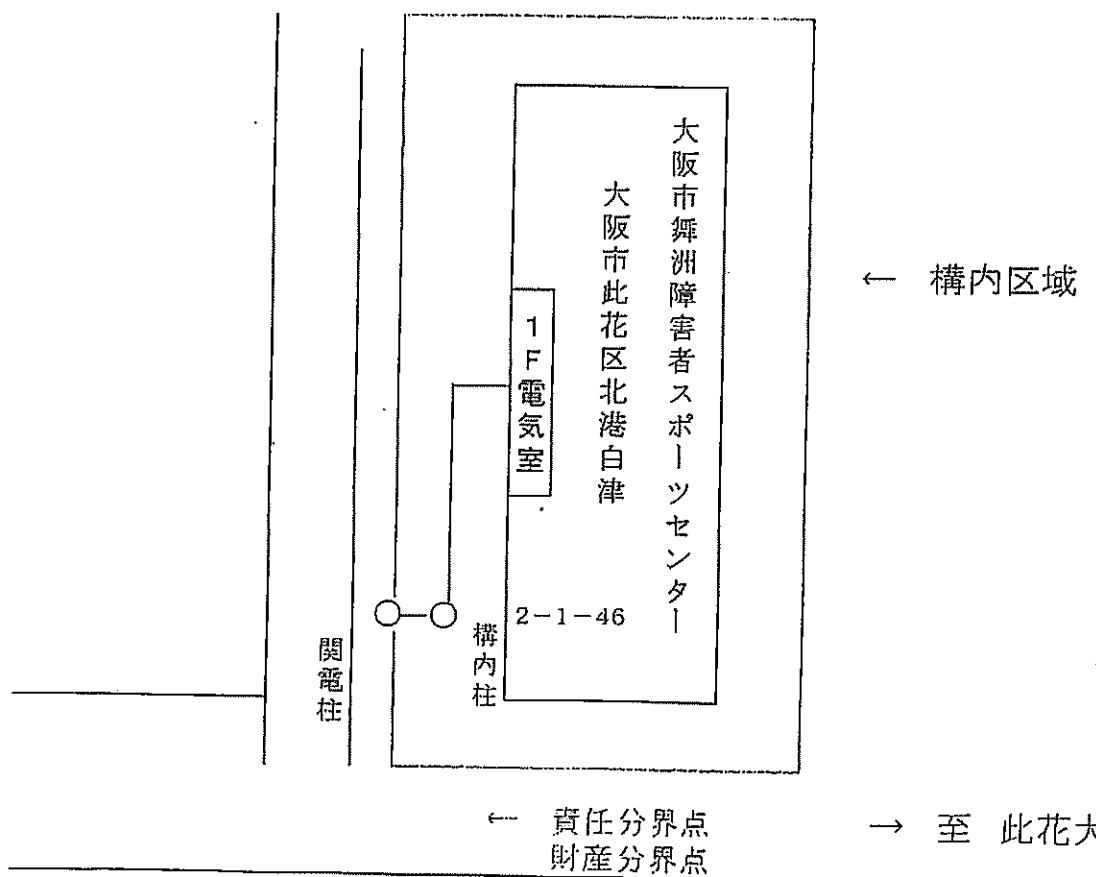
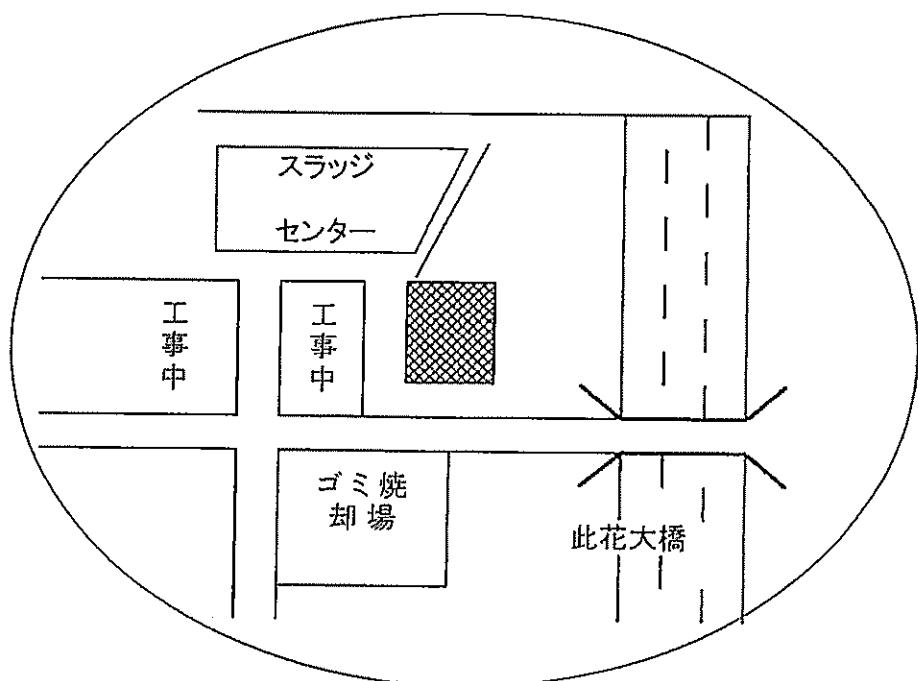
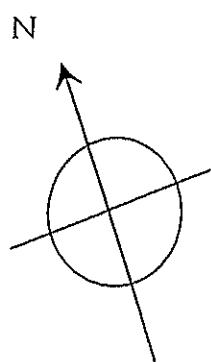
(別図第1)

保安管理執行組織図

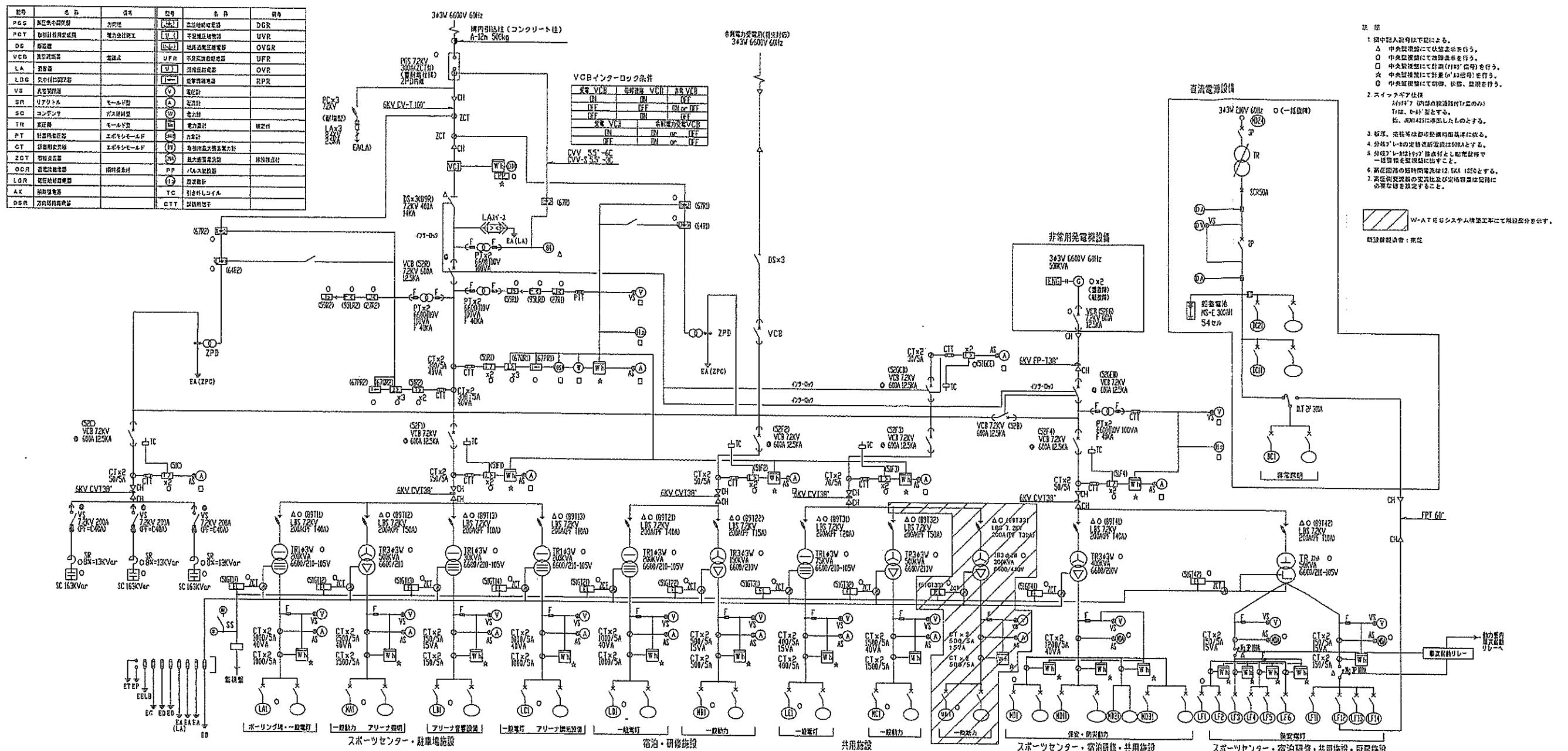


需 要 設 備 の 構 内

附 近 見 取 図



ゴ ミ 焼 却 場



番号	分岐ブレーカー			容量 (KVA)			負荷名			番号	分岐ブレーカー			容量 (KVA)			負荷名			番号	分岐ブレーカー			容量 (KVA)			負荷名			番号																									
	P	A	F	A	T	A	名前	電力	AT	名前	P	A	F	A	T	名前	電力	AT	名前	P	A	F	A	T	名前	電力	AT	名前																											
LA1	3	225	150	50.0	SIL-1, SIL-3		MA1	3	225	150	23.2	SIL-1		LD1	3	225	125	11.7	R2L-1		LE1	3	50	50	0.1	CIL-1		MD1	3	225	125	22.0	SIL-6		WHM 34200/5A RBL	1	50	50	0.2	SIL-1		WHM 14120A RBL													
LA2	3	225	225	62.7	SIL-2		MA2	3	225	225	43.4	SIL-2		LD2	3	400	250	37.6	R2L1-1	WBM 143F 120A RBL	LE2	3	225	125	20.5	C1L-2-3, C2L-2		MD2	3	100	75	16.9	SIL-2-4		JH 22.0KV (X-LG)	2	50	50	0.2	SIL-1		JH 0.2KVA (スイ)													
LA3	3	225	225	53.0	SIL-4		MA3	3	400	250	46.0	SIL-4		LD3	3	225	175	29.2	R3L-1		LE3	3	225	203	41.4	C2L-1		MD3	3	225	225	子電		LF3	3	50	50	2.3	R2L-1		WHM 14.3DA RBL														
LA4	3	225	125	16.2	SIL-1		MA4	3	225	175	26.0	SIL-5		LD4	3	225	150	24.9	R3L-2		LE4	3	225	225	子電			MD4	3	100	75	16.9	R2L-1-R2L-1		18.9KVA																				
LA5	3	225	225	40.4	SIL-3		MA5	3	225	125	14.2	SIL-7, 間接制御		LD5	3	225	175	26.6	R3L-2		LE5	3	100	100	子電		MD5	3	225	225	22.0	EY-5		WHM 34200/6A RBL																					
LA6	3	225	225	7.3			MA6	3	100	75	5.0	SIL-1		LD6	3	225	150	26.1	R4L-1		LE6	2	50	50	2.0	EY-5		LF5	3	50	50	15.6	R2L-1-R2L-1		WHM 14120A RBL																				
LA7	3	100	100	7.3			MA7	3	225	225	38.8	SIL-2-3-4, 施設用		LD7	3	225	150	26.1	R5L-1		LE7	2	100	75	22.0	EY-4		LF6	2	100	75	10.5	CIL-2		JH 17.9KVA (電気室)																				
							LB1	1	100	100	100			LD8	3	225	175	29.0	R6L-1		LE8	2	50	25	LGR電室		MD7	3	225	225	子電		LF7	2	50	50	5.0	CIL-1																	
							MA8	3	225	175	26.0	SIL-5		LD9	3	225	225	子電		LE9	2	50	30	2.0	C.9電		MD8	3	225	225	子電		LF8	2	225	125	16.5	直通																	
							MA9	3	400	300	59.0	EV-1-2		LD10	3	225	225	子電		LE10	3	100	75	22.0	EV-1-2		MD9	3	100	75	22.0	CIM-2-3-4		WIRK 34200/6A RBL																					
							MA10	3	400	250	59.0	ブース特需 (EP-1)		LD11	3	225	225	子電		LE11	3	225	175	28.0	CIM-2-3-4		MD10	3	225	225	11.0	CIM-5		LF13	2	50	50	3.0	施設用電源		JH 35.0KVA														
							LB2	3	100	100	7.3			LD12	3	225	125	20.0	7.3		LE12	3	225	225	34.0KVA		MD11	3	225	225	12.5	CIM-5		LF14	3	50	50	5.0	子電																
							MA11	3	225	125	20.0	7.3		LD13	3	225	225	20.0	7.3		LE13	3	225	225	22.0	EY-4		MD12	3	225	225	22.0	EY-5		LF15	2	100	75	10.5	CIL-2															
							MA12	3	225	200	63.0	SIL-6		LD14	3	225	225	子電		LE14	3	225	225	子電		MD13	3	225	225	22.0	EY-4		MD14	3	225	225	子電		LF16	2	225	125	16.5	直通											
							MA13	3	100	100	29.7	SIL-2		LD15	3	225	125	19.7	R3-M-1, RIN-1		LE15	2	50	30	2.0	C.9電		MD15	3	100	75	22.0	CIM-2-3-4		WIRK 34200/6A RBL																				
							MA14	3	100	100	29.7	SIL-2		LD16	3	225	125	20.9	R2L-4		LE16	2	50	30	2.0	C.9電		MD16	3	100	75	22.0	CIM-2-3-4		LF17	2	225	125	16.5	直通															
							MA15	3	100	75	12.0	7.3		LD17	3	225	225	子電		LE17	3	225	225	子電		MD17	3	225	225	35.0	CIM-5		MD18	3	225	225	34.0KVA		LF18	2	50	50	3.0	施設用電源											
							MA16	3	225	225	22.5	子電		LD18	3	225	225	子電		LE18	3	225	225	35.0	CIM-5		MD19	3	225	225	15.0	CIM-5		MD20	3	225	225	15.0	CIM-5		LF19	2	50	50	5.0	子電									
							MA17	3	225	225	7.3			LD19	3	270	270	270	270		LE19	3	225	225	子電		MD21	3	100	75	22.0	EY-5		MD22	3	225	225	30.0	CIM-5		MD23	3	225	225	37.0	CIM-5		LF20	2	225	125	16.5	直通		
							MA18	3	100	75	12.5	SIL-7		LD20	3	225	225	子電		LE20	3	225	225	子電		MD24	3	100	75	16.0	EY-5		MD25	3	225	225	22.0	EY-4		MD26	3	225	225	22.0	EY-4		LF21	2	225	125	16.5	直通			
							MA19	3	100	100	201.4	KVA		LD21	3	225	250	子電		LE21	3	100	75	9.6	多機能電源装置		MD27	3	225	225	子電		MD28	3	225	225	子電		LF22	2	225	125	16.5	直通											
							MA20	3	100	100	160.6	KVA		LD22	3	225	250	子電		LE22	3	225	225	子電		MD29	3	225	225	143.6	KVA		MD30	3	225	225	子電		LF23	2															

巡視点検測定及び手入基準

項目	日常巡視点検手入			定期巡視点検手入			精密点検手入		測定				
	No.	周期	点検箇所、ねらい	No.	周期	点検箇所、ねらい	No.	周期	点検箇所、ねらい	No.	周期	測定項目	
受 変 電 設 備	電線及び 支持物	1	1ヶ月	電線の高さ及び他の工作物・樹木との離隔距離	1	1年	電柱、腕木、がいし、支線、支柱、保護網などの損傷	1	3年 ～5年	必要により特定対象を定めて行う(点検箇所、部位は定期巡視点検より抜粋)	1	1年	絶縁抵抗測定
		2	1ヶ月	標識保護さくの状況	2	1年	腐食 電線取付状態、弛度						
				その他必要事項	3	1年							
	ケーブル	1	1ヶ月	ヘッド、接続箱、分岐箱など接続部の加熱、損傷、腐食及びコンパウンド油漏れ	1	1年	その他必要事項 れつ、損傷	1	5年	必要により特定対象を定めて行う(点検箇所、部位は定期巡視点検より抜粋)	1	1年	絶縁抵抗測定
		2	1ヶ月	布設部の無断掘削	2	1年	その他必要事項 受けと刃の接触、過熱、変色、ゆるみ	2	3年 ～5年	地盤沈下の影響	2	1年	接地抵抗測定
		3	1ヶ月	標識、他物との離隔距離									
	断路器	1	1ヶ月	受けと刃の接触、過熱、変色、ゆるみ	1	1年	停止して受けと刃の接触、過熱、ゆるみ、荒れ具合				1	1年	絶縁抵抗測定 及び動作試験
		2	1ヶ月	汚損、異物付着	2	1年	汚損、きれつ						
		3	1ヶ月	その他必要事項	3	1年	フレ止め装置の機能						
					4	1年	その他必要事項						
	遮断器 開閉器類	1	1ヶ月	外観点検、汚損、油洩れ、きれつ、過熱、発錆、損傷	1	1年	停止して外部の損傷、腐食、過熱、油量、発錆、変形、ゆるみ	1	2年又 は一定	停止して内部について接觸子の荒れ具合、ゆるみ、変形、焼損、損傷	1	1年	絶縁抵抗測定
		2	1ヶ月	指示、点灯	2	1年	操作具合、機構	2	回数による	操作機構及び付属装置の各部点検	2	1年	接地抵抗測定
		3	1ヶ月	その他必要事項	3	1年	付属装置の状態	3	〃	遮断速度測定(開閉投入時間最小動作電圧及び電流の測定を含む)	3	3年	絶縁油試験
					4	1年	油の汚れ、必要によりその特性調査			動作試験	4	1年	
					5	1年	接地線接続部						
					6	1年	その他必要事項	4	〃	その他必要事項			
	母線	1	1ヶ月	必要により特定部位のものについて行う(点検箇所、ねらいは定期巡視点検より抜粋)	1	1年	母線の高さ、たるみ、他物との離隔距離、腐食、損傷 過熱	1	3年	必要により特定対象を定めて行う(点検箇所、ねらいは定期巡視点検より抜粋)	1	1年	絶縁抵抗測定
					2	1年	接続部分、クランプ類の腐食、損傷 過熱、ゆるみ						
					3	1年	がいし類、支持物の腐食、損傷、変形、ゆるみ						
					4	1年	その他必要事項						

項目	日常巡視点検手入			定期巡視点検手入			精密点検手入			測定		
	No.	周期	点検箇所、ねらい	No.	周期	点検箇所、ねらい	No.	周期	点検箇所、ねらい	No.	周期	測定項目
受電用 変圧器	1	1ヶ月	本体の外部点検、漏油、損傷、汚損、変形、ゆるみ、発錆、腐食 振動、音響、油量、温度	1	1年	停止して各部の損傷、腐食、発錆、ゆるみ、変形、きれつ、汚損、油量 付属装置各部の点検(機能及び状態)	1	5年	停止して内部について点検(コイル接続部、リード線、鉄心、その他各部)	1	1年	絶縁抵抗測定
	2	1ヶ月	付属装置の点検、動作状態、取付状態	3	1年	油の汚れ、必要により特性調査	2	5年	付属装置及び機器の内部点検	2	1年	接地抵抗測定
	3	1ヶ月	その他必要事項	4	1年	接地線接続部	3	5年	その他必要事項	3	3年	必要により絶縁油試験
	5	1年	その他必要事項									
変電用 変成器	1	1ヶ月	外部の損傷、腐食、発錆、変形、汚損、油洩れ、油量、温度、音響、ヒューズの異常	1	1年	停止して各部の損傷、腐食、接触、発錆、ゆるみ、変形、きれつ、汚損、油洩れ、ヒューズの異常	1	3年	油入式について、停止して内部の点検	1	1年	絶縁抵抗測定
	2	1ヶ月	その他必要事項	2	1年	接地線接続部	2	2年	必要により油の汚れ及び特性調査	2	1年	接地抵抗測定
				3	1年	その他必要事項	3	3年	その他必要事項			
設備	1	1ヶ月	外部の損傷、きれつ、ゆるみ、汚損	1	1年	外部の損傷、きれつ、ゆるみ、汚損、コンパウンドの異常				1	1年	絶縁抵抗測定
	2	1ヶ月	その他必要事項	2	1年	接地線接続部				2	1年	接地抵抗測定
				3	1年	その他必要事項						
配電盤	1	1ヶ月	計器の異常、表示	1	1年	裏面配線の塵埃汚損、損傷、過熱	1	2年	停止して各部の損傷、過熱、ゆるみ	1	1年	絶縁抵抗測定
	2	1ヶ月	札表示灯の異常				2	1年	断線、接触、脱落	2	1年	接地抵抗測定
	3	1ヶ月	操作、切換開閉器などの異常	2	1年	接地線接続部	2	2年	端子、配線符号	3	1年	保護继電器の動作特性
			その他必要事項				3	2年	その他必要事項	4	2年	必要により計器校正、シーケンス試験
電力用 コンデンサ	1	1ヶ月	本体外部点検、漏油、汚損、音響、振動	1	1年	外部の損傷、腐食				1	1年	絶縁抵抗測定
				2	1年	接地線接続部				2	1年	接地抵抗測定
配電設備 （屋外電線を含む）	1	1ヶ月	受変電設備用と同じ	1	1年	受変電設備用と同じ	1	2年又は一定の遮断回数による	受変電設備用と同じ	1	1年	絶縁抵抗測定
							2	1年	接地抵抗測定	2	1年	
							3	3年	絶縁油試験	3	3年	
							4	不定期	必要により動作特性	4	不定期	
配電用 変圧器	1	1ヶ月	必要により特定範囲のものについて行う(点検箇所、ねらいは受変電設備用と同じ)	1	1年	受変電設備用と同じ	1	5年～10年	受変電設備用と同じ	1	1年	受変電設備用と同じ
その他 付属設備	1	1ヶ月	必要により特定範囲のものについて行う	1	1年	母線、がいし、ランプ、支持物などは受変電設備用に準じて行う(停止せず)	1	3年	必要により特定対象を定めて行う(この場合停止して点検する)	1	1年	絶縁抵抗測定
							2	3年	その他必要事項	2	1年	接地抵抗測定

項目	日常巡視点検手入			定期巡視点検手入			精密点検手入			測定			
	No.	周期	点検箇所、ねらい	No.	周期	点検箇所、ねらい	No.	周期	点検箇所、ねらい	No.	周期	測定項目	
配電	電線及び支持物	1 2	1ヶ月 1ヶ月	電線の高さ及び他の工作物樹木との離隔距離 標識保護さくの状況	1 2 3	1年 1年 1年	電柱、腕木、がいし、支線、支柱、保護網などの損傷腐食 電線取付状態、弛度 その他必要事項	1	3年 ~5年	必要により特定対象を定めて行う(点検箇所、部位は定期巡視点検より抜粋)	1	1年	絶縁抵抗測定
	ケーブル	1 2 3	1ヶ月 1ヶ月 1ヶ月	ヘッド、接続箱、分歧箱など接続部の加熱、損傷、腐食及びコンパウンド油漏れ 布設部の無断掘削 標識、他物との離隔距離	1 2	1年 1年	ケーブル腐食、きれつ、損傷 その他必要事項	1 2	5年 3年 ~5年	必要により特定対象を定めて行う(点検箇所、部位は定期巡視点検より抜粋) 地盤沈下の影響	1 2	1年 1年	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定
負荷	電動機 回転機	1 2	1日 1ヶ月	運転者が音響、回転、過熱、異臭、給油状況などについて注意する 必要により特定範囲のものについて電気担当者が行う	1 2 3 4 5	3ヶ月 1年 1年 1年 1年	音響、振動、温度停止して各部の汚損、ゆるみ、損傷 伝達装置の異常など外部点検を行う 制御装置点検 接地線接続部 その他必要事項	1 2 3 2 3	3年 温度上昇等を考慮し内部分解点検、コイル、軸受、通風、付属装置などの手入 温度上昇等を考慮し、回転子引出掃除 その他必要事項	必要により特定対象を定めて行う(点検箇所、部位は定期上昇等を考慮し内部分解点検、コイル、軸受、通風、付属装置などの手入 温度上昇等を考慮し、回転子引出掃除 その他必要事項	1 2 3	1年 1年 1年	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定 必要により特性試験
	電熱乾燥装置	1 2 3	1日 1ヶ月 1ヶ月	運転者が温度、変形、損傷などについて注意する 接続部変色、過熱、熱線の腐食、取付点検 必要により特定範囲のものについて電気担当者が行う	1 2	1年 1年	停止して各部の変形、損傷、ゆるみ 可燃物との離隔状況 その他必要事項	1	3年	必要により特定対象を定めて行う(点検箇所、部位は定期に準じて内部点検を行う)	1 2	1年 1年	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定
設備	照明設備	1	1日	使用者が異音、汚損、不点、温度、奥氣過熱などに注意する	1 2	1年 1年	照明効果、汚損、音響、温度、コンパウンド洩れ その他必要事項				1 2 3	1年 1年 3年	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定 必要により照明測定
	配線及び配線器具	1	1ヶ月	開閉器の点検、湿度、じんあい等に注意 器具の損傷、腐食、分電盤スイッチ、ヒューズの適正及びゆるみ、過熱	1	1年	開閉器、器具との接続 器具の損傷、腐食、分電盤スイッチ、ヒューズの適正及びゆるみ、過熱	1	2年	許容電流と負荷電流との確認	1 2 3	1年 1年 1年	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定 必要により配線用遮断器及び漏電遮断器の特性試験

項目	日常巡視点検手入			定期巡視点検手入			精密点検手入			測定			
	No.	周期	点検箇所、ねらい	No.	周期	点検箇所、ねらい	No.	周期	点検箇所、ねらい	No.	周期	測定項目	
発電設備	原動機関係	1	1ヶ月	燃料系統からの油漏及び貯油機関の始動、停止	1	1年	機関主要部分の分解、点検	1	3年又は一定の運転時間による	内燃機関の分解点検、測定			
		2	1ヶ月	始動用空気タンクの圧力									
		3	1ヶ月	その他必要事項は細則による									
	発電機関係	1	1ヶ月	電動機その他回転機と同じ	1	1年	電動機その他回転機と同じ	1	3年	電動機その他回転機と同じ	1	1年	絶縁抵抗測定
											2	1年	接地抵抗測定
											3	3年	総電器試験
蓄電池	蓄電池	1	1ヶ月	液面、沈殿物、色相、極板彎曲、隔離板、端子のゆるみ、損傷	1	1年	木台、がいしの腐食、損傷、耐酸塗料のはくり	1	3年	充電装置の内部点検	1	1ヶ月	比重測定
		2	1ヶ月	充電装置の動作状態	2	1年	床面の腐食、損傷	2	3年	必要により対象を定めて行う	2	1ヶ月	液温測定
		3	1ヶ月	電池の電圧	3	1年	その他必要事項				3	1ヶ月	電圧測定
											4	1年	絶縁抵抗測定 (充電装置)

令和 年 月 日 天候 気温 °C 温度 %

(2) 絶縁抵抗測定	高 圧 関 係	種 别	P - E	S - E	P - S	備 考
低 圧 関 係	回路・機器名	電 壓	線 間	大地間	結 果	

令和 年 月 日 天候 気温 °C 温度 %

(3) 絶年耐力試験

被試験機器名	最大使用 電圧	試験電圧	電圧計 の読み	励磁電流	漏えい 電流	試験時間	結果

試験回路接続図

変圧比

$$\begin{aligned}
 \text{電圧計の読み} &= \frac{\text{最大使用電圧}}{(\text{ボルト})} \times 1.5 \times \left(\frac{\text{ボルト}}{\text{ボルト}} \right) \\
 &= (\text{ボルト})
 \end{aligned}$$

令和 年 月 日 天候 気温 °C 温度 %

(4) 継電器試験

用途	種類	製造者名	型式	製造番号	整定値		最小動作電流	時限特性	
					タップ	レバー		200%	500%
試験回路接続図									
(注) 整定値は試験時の値を記入すること。									

(5) 遮断器試験

用途	トリップ機構 最小動作電流	整定値	動作状況	備考
発電用				

(6) 制御関係動作試験

種別	動作状況	備考

(7) 警報装置試験

種別	動作状況	備考

(8) 表示装置試験

種別	動作状況	備考

(9) 設置抵抗試験

種別	動作状況	備考

第2種設置抵抗許容量

(注) 第2種設置抵抗許容量は電力会社に問い合わせの上記入すること。

(10) 内燃機開始動作試験

(11) 試験使用機器の銘板記載事項

日常巡視点検測定記録

(日常の巡視点検手入れ及び測定用)

令和 年 月 日 天候 気温 °C 温度 %

巡視点検			手入記録		
時刻	氏名	記事	作業原因	部門	作業内容と記事

(注) 作業原因是、突発的軽故障、事前の事故防止等をいう。

定期巡視点検測定記録

(定期精密及び臨時の点検手入れ及び測定用)

令和 年 月 日 天候 気温 °C 温度 %

(注) 1. 責任分界点以降の高圧回路、及び機器の定格・使用タップ番号等を記入すること。
 (注) 2. 設備変更の場合には、変更部分を朱記すること。

受電用遮断器	キロ ボルト	アン ペア	アン ペア	三相短絡容量	キロ アンペア
配電線路 構内電線路 の列	架空、地中、その他		電気方式	相	線式
	電源の種類太さ		支持物の構造		
	地中電線の 布設方式		保護継電器		

電気事故記録

軽 重

(何れか抹消)

年 月 日

記録作成者

速報提出	年 月 日 時	詳報提出	年 月 日	事業場名
提出方法		提出方法		備 考
提出先		提出先		

件 名						
事故発生の日時		天 候				
事故発生の場所						
事故発生の電気工作物		使 用 電 壓				
事 故 の 状 況						
事 故 の 原 因						
保 護 装 置 の 種 類 及 び 動 作 の 適 否						
被 害 電 气 工 作 物 の 概 要						
他 に 及 ば し た 障 害						
供 給 支 障 電 力 及 び 供 給 支 障 時 間		發 電 支 障 電 力 及 び 發 電 支 障 時 間				
復 旧 の 日 時		復 旧 に 要 す る 費 用				
事故再発の防止対策						
被 害 者	所属	氏名	性別	年齢	作業 経験年数	
					被害の内容	
自家用電気工作物の概要	業種		發電電力 受電電力	kW	發電電圧 受電電圧	V kV

設備台帳

(注) 1. 主要機器とは、変圧器、遮断器、配電盤等をいう。

2. 挿修記録欄は、事故に対する事前及び事後措置（例〇年〇月〇日変圧器油の取替、〇年〇月〇日遮断器のブッシング取替等）

別表第4

受電日誌

令和 年 月 日 天候 気温 °C 湿度 %

備考

(注) 備考欄に遮断器の開閉、主要機器の温度等日常の運用に関する記事を記載する。

補修工事記録

令和 年 月 日 天候 気温 °C 湿度 %

工事件名又は作業名								
停止時間								
機械名及び容量、相、型、屋内外、番号、製造所、その他	機器名				屋内外			
	容量		型式		定格電圧		定格電流	
	相数		製造年月		製造番号		製造者名	
請求職場								
作業記事 (状況結果、改善意見、説明図等)								
絶縁抵抗 その他の記録								
測定器名								
作業社名 (社名、社外)			使用資材 (品名、数量)					

- (備考) 1. 絶縁抵抗測定の場合は使用メガーの電圧並びに前回測定の分と比較記入すること。
 2. 1件名1葉のこと。記事は簡単明瞭とすること。